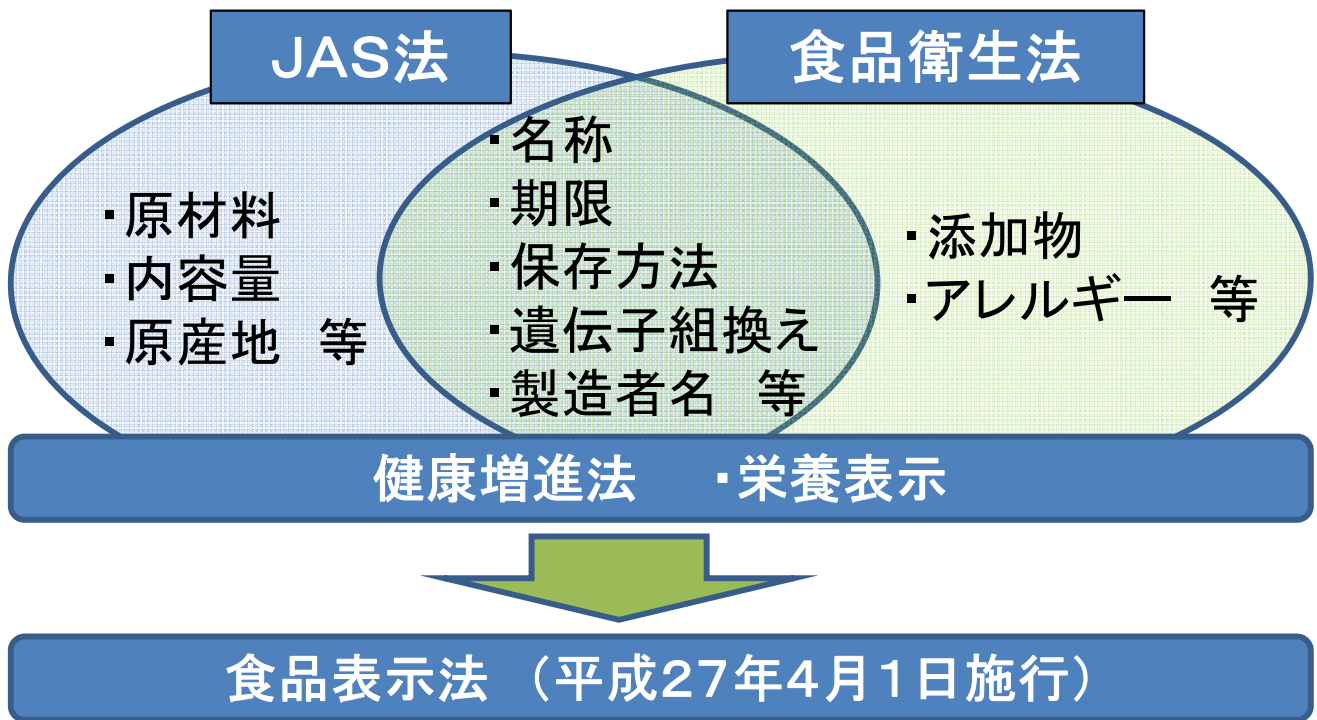


食品表示法について



～福岡市における食品表示法の執行体制～

	品質事項※ (旧JAS法)	衛生事項 (旧食品衛生法)	保健事項 (旧健康増進法)
表示事項	原材料, 内容量, 原産地 等	名称, 保存方法, 期 限, 添加物, アレル ゲン 製造者名 等	栄養成分の量及び 熱量, 特定保健用 食品に関する事項 等
執行 機 関	食品安全推進課	食品安全推進課 (関係機関との連絡)	健康増進課 (関係機関との連絡)
		各区衛生課 (監視指導)	各区健康課 (監視指導)

※平成28年4月1日に福岡県から権限移譲